

第6章

史跡狭山池の保存

103

第1節 保存の方向性	105 - 107
第2節 保存の具体的な方法	108 - 121
第3節 史跡狭山池と周辺環境	122 - 123

第1節 保存の方向性

「史跡狭山池」にとっての「保存」とは、その本質的価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、望ましい状態を創出することである。

ダム機能、溜め池機能の維持管理と共存できる形で、保存継承していく事が求められる。

様々な機能を持つ「狭山池」を管理運営する中で、「史跡狭山池」の本質的価値を構成する要素を良好な保存状態で維持する必要がある。そのためには「史跡狭山池」を構成する要素の具体的な「めざすべき保存状態」を目標として掲げ、その実現に向けてさまざまな方法を用いて状態を維持・創造することに努めなければならない。

ここでは、保存の内容について、構成要素の分類を基準とした全体の方向性を提示する。

1. 狭山池特有の価値を構成する諸要素

(1). 史跡狭山池にあって現代まで続く、歴史的背景を持つ機能的要素

(史跡内)

【保存の方向性】

大阪狭山市および狭山池の歴史を伝える文化財として、現状保存を原則とする。

維持管理を行う関係機関との調整を図りながら保存に努める。

損傷の恐れのあるものは、その要因の停止、もしくは除却を図る。損傷したものはその復旧をはかる。

「狭山池」がその機能において、要求される性能を満たしていないと判断された場合、または将来の機能低下が問題になると評価された場合は、維持管理を行う関係機関との調整を図り、補修や補強などの対策を講じる。その際「歴史的背景を持つ機能的要素」が滅失・き損・衰亡しないように、文化庁や大阪府教育庁と十分に協議を行い、許可を得ることとし、史跡狭山池の本質的価値が適切に保存されるように努める。

【保守点検の方向性】

狭山池ダムは、農業用の溜め池として貯水量 180 万 m^3 、ダム機能としての洪水調節容量 100 万 m^3 、総貯水量 280 万 m^3 を貯水・調整できる機能を有する。

溜め池機能を保つための池の堤体、農業用途として、池の水を下流域へ必要量流すための第一取水設備、第二取水設備がある。

ダム機能を保つ施設としては、ダムの堤体、堤体の状況を監視するための堤体観測装置類、水量の監視を行う水位計などの計器類、洪水時の監視を行うモニターカメラ、非常時アナウンス用のスピーカー及び鋼管柱、非常時や維持管理の水を強制排水するための緊急放流ゲートがある。

これらの機能維持のため、堤体の高さ、位置の計測、堤体内にある観測装置及び管理事務所やゲート、室内の機器類の保守・点検はダム機能を維持するためには必要不可欠である。

また、池の環境を保全する施設として、水質悪化軽減を目的とした曝気装置、上面利用者等の安全確保を目的とした安全柵などもダムの施設として、その機能を維持する必要がある。

このため、これらの機能（安全性・確実性・使用性・第三者への影響に関する性能・美観・景観等）を許容範囲内に維持できるような行為を「狭山池の保守点検」とする。

「史跡狭山池の保守点検」は、史跡狭山池を構成する諸要素、整備施設等の状況に応じた日常的、定期的、臨時的な点検・保守の行為とする。

上記の保守点検については、史跡への影響が軽微と認められる場合は、現状変更許可申請を必要としない行為とすることで、狭山池ダム機能の維持管理に必要な行為がより滞りなく進められるように努める。

【維持管理の方法】

「史跡狭山池の維持管理」とは、き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持するための行為とする。

【例】清掃・剪定・草刈・劣化材の補修等

「狭山池の維持管理」とは、狭山池の持つ機能的要素の維持管理の範疇に当てはまる行為とする。

【例】浚渫・機能劣化に対する補修等

上記の維持管理については、史跡への影響が軽微であると認められる場合は、現状変更許可申請を必要としない行為とし、史跡狭山池の維持管理が滞りなく進められるように努める。

【非常災害時の対応—必要な応急措置—】

【1】地震や豪雨等の非常災害時に、危険にさらされている生命・財産を守るための応急的な措置、「狭山池」の機能維持、「狭山池」のき損や滅失を未然に防止するために行う応急的な措置。

⇒「狭山池に対する応急措置」

【2】地震や豪雨等の非常災害時に、史跡狭山池の構成要素のき損や滅失を未然に防止するために行う応急的な措置。

⇒「史跡 狭山池に対する応急措置」

【1】【2】の応急措置については、危険にさらされている生命・財産を守るための行為を優先し、措置を進めることができる。この時、文化財保護法第33条及び第127条に定めのある「き損届」「復旧届」「復旧報告」を文化庁長官に届ける必要がある。この際、き損以前の状況に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う場合には、現状変更の対象となるため、協議、申請が必要。

【現状変更の基準】

「史跡狭山池」価値を顕在化するために行う整備は認める。また、調査、保存のための行為とそれともなう整備を認める。「史跡狭山池」の持つ価値を減じる行為は、非常災害時をのぞき、これを認めない。「史跡狭山池」の持つ価値を減じる行為とは、「歴史的背景を持つ機能的要素」が滅失または、き損・衰亡の恐れのある行為。「歴史的背景を持つ機能的要素」を含む景観を阻害または著しく減じると認められる行為とする。

(2) 狭山池と一体となって、歴史的・機能的・文化的価値を構成する諸要素**(史跡内)****【保存の方向性】**

大阪狭山市および狭山池の歴史を伝える文化財として、維持管理を行う関係機関との調整を図りながら保存活用に努める。現状保存を原則とする。損傷のおそれのあるものは、その要因の停止もしくは除却を図り、損傷したものは、その復旧をはかる。耐用年数を迎えたものや、枯死消滅したものは、改修・更新時点の社会的情勢、要請等で判断する。

維持管理、保守点検、非常災害時の方向性及び現状変更の基準については、「1-(1) 史跡狭山池にあって、現在まで続く歴史的背景を持つ機能的要素」に準ずる。

(3) 狭山池の歴史的価値・機能的価値の説明に不可欠な動産資料**(史跡内から移動・史跡外)**

過去に史跡狭山池内にあった、現在まで続く歴史的背景を持つ機能的要素を構成していた要素

【保存の方向性】

史跡狭山池の歴史を伝える文化財として、維持管理を行う関係機関との調整を図りながら保存活用に努める。

2. その他の諸要素

(1) 狭山池の歴史的価値・文化的価値の説明を補完する諸要素

(史跡内および史跡外〔市内〕)

【保存の方向性】

史跡狭山池の歴史を伝える文化財として保存に努め、現状維持を原則とする。

損傷の恐れのあるものは、その要因の停止もしくは除去を図る。耐用年数を迎えたもや、枯死消滅したものは、改修・更新時点の社会的情勢、要請等で判断する。

(2) 現在の狭山池の機能を維持するために必要な要素及び便益施設

【保存の方向性】

維持管理を行う関係機関と調整を図り、史跡狭山池の価値を損なうことのないよう管理を行い、現状維持を原則とする。損傷の恐れのあるものは、その要因の停止もしくは除却を図る。耐用年数を迎えたものは、改修・更新時点の社会的情勢、要請等で判断する。

史跡狭山池の価値を損なうことのない範囲で多様な目的を持って訪れる人びとの利用に応じた適切な管理を行う。現状維持を原則とする。

以上、【維持管理】【現状変更の方向性】【非常災害時に必要な応急措置】の項目は、1-(1)に準ずる。

(3) 周辺の環境を構成する要素

史跡狭山池の周辺に位置し、狭山池の周辺環境を構成する要素と関連を持つ要素。

史跡狭山池の価値を損なうことのない範囲で、多様な目的を持って訪れる人びとの利用に応じた適切な管理を行う。

(4) 保護に有効でない要素

史跡狭山池及びその周辺にあり、史跡狭山池の保護に有効でない要素。

当該要素が発生した場合には、除却等の取扱いについて検討する。



西除川流入口付近から見た狭山池の水面

第2節 保存の具体的な方法

1. 現状変更の取り扱い方針と基準

先に述べた、保存、維持管理の方向性に基づき、史跡狭山池で想定される保存および維持管理に伴う行為の現状変更の取り扱いについて、下記のように行う。

下記に記載のない事項が、発生した場合は、原因者と大阪狭山市教育委員会（以下、「市教委」という）が協議を行い、大阪府、文化庁とともに、対応を検討する。

(1) 池底堆積土砂浚渫業務		届出等
業務内容	西除川および三津屋川が流入する狭山池南端域において、上流から池内に流入し、堆積した池底堆積土砂を不定期に浚渫する。作業は重機を南堤付近から搬入して実施。西除川・三津屋川の流入口にある「沈砂池」を中心に、沈砂池内の池底上に堆積した土砂のみを対象とする。毎年または隔年。冬季に数週間程度	
現状変更の取り扱い	基本的には、狭山池の本来の池底面の掘削を伴わないため、沈砂池内での作業の場合は、協議及び申請は不要とする。沈砂池外に作業が及ぶ場合は、協議の上、対応を決定する。協議により、池底の掘削がないと判断された場合は、市教育委員会に申請。池底の掘削が発生する場合は、文化庁に申請。	市教委 または 文化庁
(2) 水質保全浮体装置管理改修業務		
業務内容	現在、水面上に既設の2箇所のブイに係留する浮体方式で、機械式の水質保全装置を設置している。水質保全状態の結果により、増設を行う可能性がある。	
現状変更の取り扱い	改修・更新により、景観に影響を及ぼす可能性があるため、協議の上、対応を検討する。協議により、外観に変更がない、または軽微な変更と認められる場合は、市教育委員会に申請。外観に大幅な変更がある場合は、文化庁に申請。	市教委 または 文化庁
備考	2016年の検証により、これ以上の増設による水質改善の効果は低いと判断している。	
(3) 取水施設管理改修業務		
業務内容	北堤南側および洪水吐付近に所在する取水施設のメンテナンス（土砂・ゴミ等の除去等）、取水設備に劣化が認められる場合は補修を行う。	
	清掃・内部補修・内部の劣化防止の対策などは、外観に影響のない作業とする。外壁の塗り替え、屋根の張替え、周辺柵の取り換えなどは、同一仕様による更新の場合は、景観に影響のない行為とし、それ以外は、景観に影響のある作業とする。	
現状変更の取り扱い	内部補修、外観に影響のない範囲での改修は、連絡の上、協議、申請とも不要。	不要
	更新により、景観に影響を及ぼす可能性がある場合は、協議の上、対応を検討する。協議により、同一仕様による更新で、外観に変更がない、または影響が軽微と認められる場合は、申請は不要。	不要
	外観に大幅な変更がある場合は、文化庁に申請。	文化庁

(4) 洪水吐管理改修業務		届出等
業務内容	西除の常用洪水吐と非常用洪水吐、および東除の洪水吐のメンテナンス。土砂・ゴミ等の除去、コンクリート舗装箇所や鉄柵などの設備に劣化が認められる場合は、再舗装や部品の付け替えを含めた補修を行う。	
	清掃・内部補修・外部の小規模補修、劣化防止の対策（おおむね作業範囲の一箇所あたりで、一辺が5m×5m以内）等は、外観に影響のない作業とする。	
	大規模な補修、劣化防止の策対、外壁の塗り替え、構造物の取替え、周辺柵の更新などは、景観に影響のある作業とする。	
現状変更の 取り扱い	内部補修、外観に影響のない範囲での改修は、連絡の上、協議、申請とも不要。	不要
	更新により、景観に影響を及ぼす可能性がある場合は、協議の上、対応を検討する。 協議により、同一仕様による更新で、外観に変更がない、または影響が軽微と認められる場合は、申請は不要。 外観に大幅な変更がある場合は、文化庁に申請。	不要 または 文化庁
(5) 堤体護岸管理改修業務		
業務内容	堤体斜面等において石製・コンクリート製護岸の劣化・破損に伴う部分補修及び沈砂池周囲を囲む仕切堤の補修作業。また、池に流入する西除川、三津屋川の補修作業。	
	清掃・内部補修・小規模な補修、劣化防止の対策（おおむね作業範囲の一箇所あたりで、一辺が5m×5m以内）及び漏水等の調査作業は、外観に影響のない作業とする。	
	大規模な補修、劣化防止の方策、外壁の塗り替え、構造物の取り替え、周辺柵の更新などは、景観に影響のある作業とする。	
現状変更の 取り扱い	更新により、景観に影響を及ぼす可能性がある場合は、協議の上、対応を検討する。	
	協議により、同一仕様による更新で、外観に変更がない、または影響が軽微と認められる場合は、申請は不要。 仕切堤については、本来の池底に影響無く施工する場合は協議不要とし、池底に影響し施工する場合は市教育委員会との協議を必要とする。 外観に大幅な変更がある場合は、文化庁に申請。	不要 または 文化庁
	小規模な補修については、同じ材料を用いて補修する場合は、コンクリートの特性を考慮して、5年後には、同化すると考え外観に影響がないと判断する。同じ材を用いない場合（コーキング材、シリコン等を使用）は、周辺の材との調和に配慮する。 外観に影響のない補修・改修は、連絡の上、協議、申請は不要。	不要

(6) ダム管理用機械設備等管理改修業務		届出等
業務内容	ダム管理用の水位監視・保安・警戒・通信等にかかる機械設備等の補修および付替えをとまなう改修。	
	ダムの日常管理用の機器は、堤体上には53か所あり、堤体内部を含めると114か所となる。経年劣化により、更新が必要となる。	
現状変更の 取り扱い	堤上の機器に関しては、連絡の上、同一仕様による更新の場合は協議申請は不要。更新により、景観に影響を及ぼす可能性がある場合は、協議が必要。	
	協議により、外観に変更がない、または影響が軽微と認められる場合は、申請は不要。外観に大幅な変更がある場合は、文化庁または大阪狭山市教育委員会に申請。	市教委 または 文化庁
	堤内の機器に関しては、ダムの日常管理用埋設機器の更新については、堤体本体に影響を及ぼす恐れがあるため協議の上、文化庁へ許可申請が必要。 平成の改修の際に埋設した機器は、細い管を利用して、縦に埋設されているので、取替え不可能な状況にある。更新の場合は、新規に埋設が必要となる。今後の更新については、取替え可能な形状の機器への検討が必要。	
(7) 保安用金属製柵管理改修業務		
業務内容	園路(周遊歩道)等に設置されている保安用金属製柵の経年劣化による付け替え、および安全上必要となる場所への増設。	
現状変更の 取り扱い	全面改修、大規模補修を行う場合には、景観に配慮する必要があるため、協議の上、文化庁または本市教育委員会に許可申請が必要。	市教委 または 文化庁
	維持管理のための補修、掘削を伴わない、同一仕様の改修の場合には、協議、申請とも不要	不要
(8) 園路(周遊路)・橋梁および階段等公園施設管理改修業務		
業務内容	園路(周遊路)等の路面舗装の補修、周遊歩道の橋梁部路面・防護柵、階段部分の巻石およびコンクリート面・金属製手すりの補修、歩道等雨水側溝の補修。	
現状変更の 取り扱い	全面改修、大規模補修を行う場合には、景観に配慮する必要があるため、協議の上、文化庁または本市教育委員会に許可申請が必要。同一仕様の場合も同じ。	市教委 または 文化庁
	橋梁の改修については、協議、申請が必要。	
	同一仕様による小規模改修(5m×5mの範囲内)であれば、協議、申請とも不要。	不要
(9) ベンチ・四阿・トイレ等付帯施設管理改修業務		
業務内容	園路(周遊路)付近に設置されている付帯施設の維持管理のための補修(ぶつけ、割れ、壊れ、落書き、いたずら、剥落など)老朽化に伴う補修。	
現状変更の 取り扱い	補修については、景観が変わらない場合は、協議、申請は不要。	
	景観に影響を及ぼすような補修および、新設、取替えについては、協議、申請が必要。	市教委 または 文化庁

(10) 案内板・解説板等管理改修業務		届出等
業務内容	園路(周遊路)付近に設置されている狭山池および公園施設に関する案内板・解説板等の老朽化に伴う補修や付け替え、新設。	
現状変更の 取り扱い	維持管理のための補修、掘削を伴わない同一仕様による更新については、連絡により、外観に影響がないと判断できた場合、協議、申請は不要。	不要
	景観に影響を及ぼすような補修および、新設、基礎からの取替えについては、協議、申請が必要。	市教委 または 文化庁
(11) 照明器具・屋外設備類管理改修業務		
業務内容	園路(周遊路)付近に設置されている照明器具・屋外設備類の故障・劣化に伴う補修や付け替え。	
現状変更の 取り扱い	老朽化に伴う補修、維持管理のための補修、掘削を伴わない同一仕様による更新については、連絡により、外観に影響がないと判断できた場合、協議、申請は不要。	不要
	景観に影響を及ぼすような補修及び、新設、基礎からの取り替えについては、協議、申請が必要。	市教委 または 文化庁
(12) 樹木の剪定、植樹等日常管理業務		
業務内容	狭山池堤において、桜等の樹木の剪定、生育状況等に応じた必要箇所の植樹・伐開・抜根。	
現状変更の 取り扱い	剪定、伐開、除草については、連絡の上、協議、申請は不要。	不要
	植樹、枯死による植替え、抜根については、連絡の上、協議、申請が必要。	市教委 または 文化庁
	施肥については、掘削深度 30cm 以内に収まる場合は、連絡の上、協議、申請は不要。それ以上に及ぶ場合は、協議の上、申請が必要。	市教委
(13) 雑草の除去、刈り払い等業務		
業務内容	狭山池公園における、雑草の除草作業および刈払い作業。毎年実施。	
現状変更の 取り扱い	除草については、協議、申請は不要。	不要
(14) 清掃業務		
業務内容	狭山池およびその周辺における、ごみ拾いなどの清掃作業。月1回実施。	
現状変更の 取り扱い	協議、申請は不要	不要
(15) 行事・催し等の開催		
業務内容	史跡狭山池および狭山池公園を中心として開催する、期間を限った集客を伴う行事・催し等	
現状変更の 取り扱い	舞台やテントなどを設置して行う場合は、主催者は、その内容について事前に協議を行い、必要に応じて申請が必要。	市教委 または 文化庁
現状変更の 取り扱い	イルミネーション等景観に変更が生じるような行事については、初回の実施に、事前に協議を行い、必要に応じて申請とする。ただし、仮設の物と判断できる場合は申請が不要。	市教委 または 文化庁

(16) 水質管理等		届出等
業務内容	狭山池ダムにおいて、水質等の悪化により、地域住民及び利用者に影響が出た場合、池内及び池周囲等の状況の修復のため、池への薬剤投入や池周囲に打ち上げられたアオコ等の撤去作業等をおこなう業務。池水位の上下により、土砂等が堆積しやすくなった部分のアオコ等を含む土砂が堆積しにくい形状への改良や東除川への継続的な放流（池内の水の流れを作るため）の小規模な堰部の改良などを行う。また、秋から春にかけ、水質の改善を目的として池の干し揚げを実施	
現状変更の取り扱い	池の外観に影響のない薬剤投入作業や土砂の撤去、池の干し揚げ作業については、申請、協議不要。形状の変更を伴う作業については、市教育委員会への申請を必要とし、実施範囲や形状変更度合により、市教育委員会が必要と判断した場合においては文化庁への協議を必要とする。	不要 市教委 または 文化庁
(17) 緊急対応等		
業務内容	狭山池ダム及び狭山池公園内において、管理施設等に異常が発生し、施設利用および周辺地域に大きな影響等を及ぼすと施設管理者が判断した場合、早急に対応を行うもの。危険にさらされている生命・財産を守るための行為を優先し、措置を進めることができる。	
現状変更の取り扱い	概ね(5)堤体護岸管理改修業務の考え方に準ずるが、早急な対応を必要とするため、大阪狭山市教育委員会等には事前には軽微報告とし、事後協議とすることができる。ただし、文化財保護法第127条が採用する第33条に定めのある「き損届」「復旧届」「復旧報告」を文化庁長官に届ける必要がある。この際、き損以前の状況に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う場合には、現状変更の対象となるため、協議、申請が必要。 P.106 の第6章 第1節 1の【非常災害時の対応—必要な応急措置—】参照	文化庁

2. 法令等による規定

(1) 適用の範囲と現状変更等の許可申請の対象となる行為

A. 適用の範囲

現状変更等の取扱いについては、史跡狭山池指定地の範囲内において適用する。

B. 現状変更等の許可申請の対象となる行為

- ・現状を変更する行為、または保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。（「文化財保護法」（以下「法」という）第125条第1項）
- ・ただし「維持の措置」「非常災害のために必要な応急措置」「保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの」については、許可不要行為（法第125条第1項ただし書き）となる。

現状変更等の行為の中で、軽微なものについては、大阪狭山市教育委員会がその事務を行う（法施行令第5条第4項）。

- ・き損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、「き損届」（法第127条が適用する第33条）「復旧届」（法第127条）を文化庁長官に届け出る必要がある。この際、き損以前の状態に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象行為となる。

C. 「維持の措置」の範囲

法第125条第1項ただし書きにある「維持の措置」の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）第4条の規定による

第四条 法第百二十五条第一項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

3. 現状変更等の手続き

(1) 現状変更等の申請

史跡の現状変更については、文化財保護法第125条第1項に基づき、原則、文化庁長官が許可する。なお、文化財保護法施行令第5条第4項第1号の規定により、一部を「軽微な現状変更」として市（町村の場合は都道府県）が許可することができる。軽微な現状変更は、下記のとおり。

- ① 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積〔増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積〕が120㎡以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

- ② 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 400 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ③ 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土そのほか土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ④ 文化財保護法第 115 条第 1 項（同法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ⑤ 電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管そのほかこれらに類する工作物の設置又は改修
- ⑥ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ⑦ 木竹の伐採
- ⑧ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- ⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会〔当該管理計画が市の区域〔管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。〕又は町村の区域を対象とする場合に限る。〕又は市の教育委員会〔当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。〕が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度そのほかの状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等（史跡狭山池には⑨に該当する区域はない）

4. 現状変更のプロセス

（1）申請

現状変更の申請にあたっては、申請書（様式）に必要事項を記入し、下記の必要書類を添付し、申請先に関わらず、本市教育委員会事務局教育部歴史文化グループ（以下「本グループ」という。）が提出窓口となる。

< 必要書類 >

- ① 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- ② 現状変更等の地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- ③ 現状変更等に係る地域の、現状変更前のキャビネ型（130mm × 180mm、2 L 判程度）の写真
- ④ 現状変更等を必要とする理由を説明する資料があるときは、その資料
- ⑤ 許可申請者が所有者以外のものであるときは、所有者の承諾書

文化庁長官に申請をする場合、許可申請者が大阪狭山市以外の者であるときは、大阪狭山市の意見書、申請書は、文化庁への申請の場合は 3 部、本市教育委員会への申請の場合は 2 部必要となる。また、上記の書類は、A4 判 1 枚程度で作成することが望ましい。

なお、文化庁へ申請する場合は、文化庁で開かれる文化審議会分科会（以下、「分科会」という）において現状変更の内容を審査する必要があるため、許可書が発行されるまで 2 か月程度を要する。また分科会は原則、毎月開催されるが、月によっては開催されない時もあるため、可能な限り早急に本グループまで相談に来ていただくことがよい。

(2) 着工

許可書が発行されると、現状変更の着工が可能になる。必ず、許可を受けた上で着工しなければならない。着工に関して、申請時の現状変更内容に変更がある場合、又は、期間の延長が必要な場合は、速やかに本グループまで連絡する必要がある。また、「現状変更終了報告書」に現状変更中および現状変更後の写真を添付しなければならないので、それらを撮影する必要がある。

(3) 原状回復

イベント等で、施設やイルミネーションを設置した場合は、原状回復を行わなければならない。また、着工時と同様、「現状変更終了報告書」に原状回復後の写真を添付しなければならないので、それらを撮影する必要がある。

(4) 報告

現状変更が終了、または現状変更後の原状回復が終了すると、報告書（様式）に、必要事項を記入し、下記の必要書類を添付し、速やかに申請先に提出しなければならない。なお、報告先に関わらず、本グループが提出窓口となる。

< 必要書類 >

- ① 現状変更等の結果（変更作業中及び現状変更後）を示す写真又は見取図。
- ② 原状回復をした場合は、①に加えて原状回復後を示す写真又は見取図。

報告書は、申請書同様、文化庁への報告の場合は3部、本市教育委員会への報告の場合は2部必要となる。また、次頁の書類は、A4判1枚程度で作成することが望ましい。

第 年 月 日

(あて先) 大阪狭山市教育委員会

住 所
氏名等

印

史跡狭山池における現状変更等 () 許可申請書

国指定史跡(狭山池)内において現状変更等を行いたいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条第4項の規定により、別記1の関係書類を添付し、下記のとおり申請します。

記

1	種 別 及 び 名 称	史跡 狭山池			
2	指 定 年 月 日	平成27年3月10日			
3	史 跡 の 所 在 地	大阪府大阪狭山市岩室1402-1、-2、-8 他			
4	所有者の氏名又は名称 及 び 住 所	別記2のとおり			
5	権原に基づく占有者の氏名 又 は 名 称 及 び 住 所	上記と同じ			
6	史 跡 管 理 団 体 の 名 称 及 び 所 在 地	住 所：大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 氏名等：大阪狭山市			
7	許可申請者の氏名及び住所又は名称及び 代表者の氏名並びに事務所の所在地	住 所： 氏名等：			
8	史 跡 の 現 状 変 更 又 は 保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由				
9	現 状 変 更 等 の 内 容 及 び 実 施 の 方 法				
10	現状変更等により及ぼされる 史 跡 へ の 影 響				
11	現状変更等の着手及び 終了の予定時期	着 手	年 月 日	終 了	年 月 日
12	現 状 変 更 等 に 係 る 地 域 の 地 番				
13	現状変更等に係る工事等の施工主体者の 名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	住 所： 氏名等：			
14	その他参考となるべき事項				

第 年 月 日 号

文化庁長官 様

住 所
氏名等 印

史跡狭山池における現状変更等（ ）許可申請書

国指定史跡（狭山池）内において現状変更等を行いたいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定により、別記1の関係書類を添付し、下記のとおり申請します。

記

1	種 別 及 び 名 称	史跡 狭山池			
2	指 定 年 月 日	平成27年3月10日			
3	史 跡 の 所 在 地	大阪府大阪狭山市岩室1402-1、-2、-8 他			
4	所有者の氏名又は名称及び住所	別記2のとおり			
5	権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所	上記と同じ			
6	史 跡 管 理 団 体 の 名 称 及 び 所 在 地	住 所：大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 氏名等：大阪狭山市			
7	許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	住 所： 氏名等：			
8	史 跡 の 現 状 変 更 又 は 保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由				
9	現 状 変 更 等 の 内 容 及 び 実 施 の 方 法				
10	現状変更等により及ぼされる史跡への影響				
11	現状変更等の着手及び終了の予定時期	着 手	年 月 日	終 了	年 月 日
12	現 状 変 更 等 に 係 る 地 域 の 地 番				
13	現状変更等に係る工事等の施工主体者の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	住 所： 氏名等：			
14	その他参考となるべき事項				

第 年 月 日

様

住 所
氏名等

印

史跡狭山池における現状変更等（ ）終了報告書

平成 年 月 日付け 第 号で許可を受けた、史跡狭山池における現状変更等について、現状変更が終了しましたので、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第3条の規定により、別添の関係書類とともに、下記のとおり報告します。

記

1	種 別 及 び 名 称	史跡 狭山池
2	現 状 変 更 等 の 内 容	
3	現状変更等の許可年月日	年 月 日
4	終 了 年 月 日	年 月 日
5	終 了 後 の 現 状	
6	そ の 他 参 考 と な る 事 項	

※添付書類

現状変更等の結果（変更作業中及び現状変更後）を示す写真又は見取図。原状回復をした場合は原状回復後を示す写真又は見取図を加える。

史跡狭山池における現状変更等の手続きについて

史跡の現状変更については、原則、文化庁長官が許可します（文化財保護法第125条第1項）。しかし、文化財保護法施行令第5条第4項の規定により、一部を「軽微な現状変更」として市が許可することができます。

市が許可できること（＝軽微な現状変更）

- ・小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡以下のもの）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- ・工作物（建築物を除く）の設置、改修若しくは除却又は道路の舗装もしくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ・史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ・埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ・木竹の伐採
- ・その他、地下に影響を及ぼさない行為

→**軽微な現状変更**に**がいとう**するかどうかも含め、**歴史文化グループ**まで事前にご相談ください。

119

現状変更のプロセス

①申 請

申請書（様式）に必要事項を記入し、下記の必要書類を添付してください。

提出先：大阪狭山市教育委員会 歴史文化グループ

→**申請先に関わらず、本グループが提出窓口になります。**

※申請の留意点

- ・申請書は、文化庁申請の場合は3部、市教委申請の場合は2部必要です。
- ・位置、内容、工程、工事内容等は、A4判1枚程度で提出して下さい。
- ・文化庁へ申請する場合は、許可されるまで2か月を要します。
- ・現状変更前の写真を添付してください。

＜必要書類＞

- ① 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- ② 現状変更等の地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- ③ 現状変更等に係る地域のキャビネ型（130mm×180mm、2L判程度）の写真
- ④ 現状変更等を必要とする理由を説明する資料があるときは、その資料
- ⑤ 許可申請者が所有者以外のものであるときは、所有者の承諾書
- ⑥ 文化庁長官に申請をする場合、許可申請者が大阪狭山市以外の者であるときは、大阪狭山市の意見書



②着 工

許可を受けた上で着工してください。

※着工の留意点

- ・現状変更内容に変更がある場合は、速やかにご連絡ください。
- ・現状変更中、および現状変更後の写真を撮影して下さい。

③原状回復

イベント等で、施設やイルミネーションを設置した場合は、原状回復を行ってください。

※原状回復の注意点

- ・原状回復後の写真を撮影してください。

④報 告

報告書（様式）に、必要事項を記入し、下記の必要書類を添付してください。

提出先：大阪狭山市教育委員会歴史文化グループ

→申請と同様、報告先に関わらず、本グループが提出窓口になります。

※報告の留意点

- ・報告書は、文化庁報告の場合は3部、市教委報告の場合は2部必要です。
- ・工事中、現状変更後および原状回復後の写真を添付してください。

＜必要書類＞

- ① 現状変更等の結果（変更作業中及び現状変更後）を示す写真又は見取図。
- ② 原状回復をした場合は、①に加えて原状回復後を示す写真又は見取図。

終 了

※申請書・報告書は、市のホームページでもダウンロードできます。

※申請書を提出する際は、歴史文化グループまでご相談の上、提出くださいますようお願いいたします。

大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 歴史文化グループ
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384-1
TEL：072-366-0011 FAX：072-367-6011
E-MAIL：rekisibunka@city.osakasayama.osaka.jp

5. 許可不要行為

上記のとおり、史跡の現状変更に関しては、文化庁長官もしくは本市教育委員会の許可を必要とするが、文化財保護法第125条第1項及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条の規定により、「維持の措置」及び「非常災害のために必要な応急措置」（以下「応急措置」という。）を執る場合、または「保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの」については、許可不要行為として、許可を受けることなく、現状変更を行うことができる。維持の措置の範囲は以下のとおりである。

- ① 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ② 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ③ 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。また、非常災害のために必要な応急措置を執る場合とは、人命にかかわる災害が発生した場合がこれに該当する。

維持の措置及び応急措置に関して、許可不要行為ではあるが、届出は必要となる。き損または衰亡の事実を知った日から10日以内に、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、「き損届」（文化財保護法第127条が適用する第33条）を文化庁長官に提出しなければならない。また、維持の措置及び応急措置を行った後は、「復旧届」（同法第127条）を、文化庁長官に届け出なければならない。

保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なものについては、本書で示す許可不要行為に該当する。本書に掲示のない行為については、許可を要する行為か否かを本グループと協議する必要がある。

第3節 史跡狭山池と周辺環境

1. 史跡狭山池の周辺環境

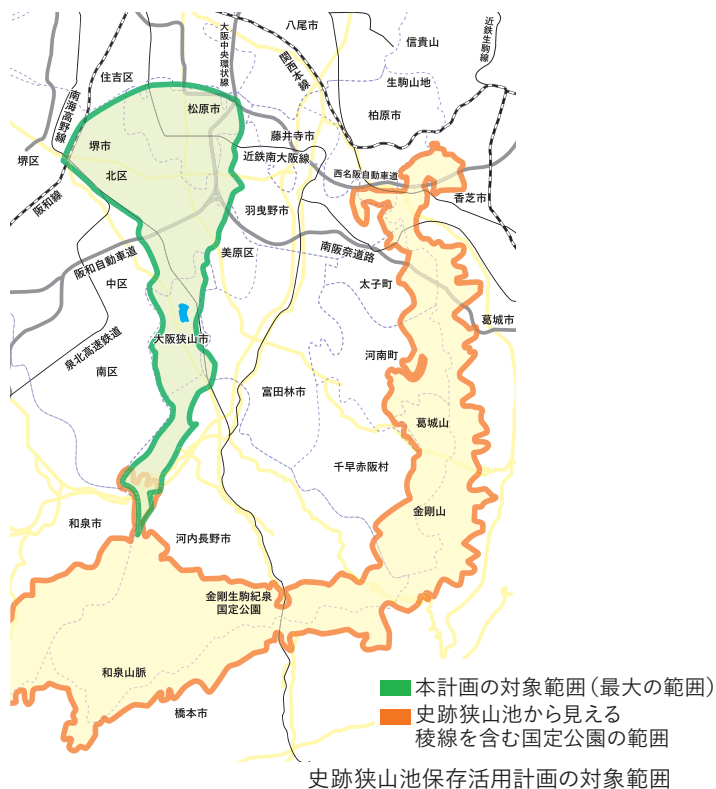
史跡の周辺環境は本来、史跡の本質的価値の保護に直接関わるものではないが、史跡環境と一体となって景観を形成するものであり、その保全は史跡景観を保護するためにも重要である。

史跡狭山池に関しては、狭山池を中心とした周辺環境が、史跡の指定内にある本質的価値を持つ重要な要素と密接に関わる点から、史跡外、市外にある要素についても「狭山池特有の価値を構成する諸要素」として分類している。それらの要素は、狭山池の歴史を伝える文化財として所有者及び地域住民に対して保存活用に対する意識の醸成を目的とした啓発活動を進めなければならない。

(1) 周辺環境等の範囲

本計画の対象となる「史跡狭山池」の構成要素は、本質的な要素と保護活用に必要な要素も含めて、大阪狭山市内のみにとどまらず、市外に及ぶ。この点をふまえて、本計画の対象となる範囲について、次のように定義し、次章以降の計画に反映させる。

最大の範囲	上流部は、狭山池ダムの設定する集水流域 下流部は、狭山池の灌漑範囲 (史跡狭山池の維持継承に関して、意識の啓発・協力の働きかけを行う範囲)
中間の範囲	狭山池の堤に立って見える範囲の内、堤から 500m 程度、および大阪狭山市域 (景観コントロールが必要な範囲)
最小の範囲	史跡狭山池の範囲・狭山池公園の範囲・埋蔵文化財包蔵地狭山池の範囲 (構成要素の保存を図る範囲)



(2) 史跡狭山池の周辺環境の課題

史跡狭山池の景観の現状については、第2章 第2節 史跡狭山池の環境 3. 史跡狭山池の景観の現状において詳しくふれている。ここではそこから見えた景観の課題についてまとめる。

狭山池を介して望む景観については、稜線を遮断する構造物がいくつか確認できるが、全体としては遠景を阻害するものは少ないといえる。周遊路に立った時の近景については、周遊路外側に配している植樹により修景が施されており、全体として統一の取れたものとなっている。また、池内を望む近景でも護岸に自然石を配し、金属色を目立たないようにするなどの配慮がなされており、落ち着いた空間を形成している。

課題としては、周遊路からの近景で、植樹を介して見える周辺道路沿いの構造物の彩色に一部景観保護色になっていないものがあり、その構造物は狭山池を介して遠景として見た場合も、視覚的に目立つ状態にあった。周辺に高層建造物も多いが、本計画書で設定した6か所の視点場からは、ほとんどが仰角15度以内に収まっているため、圧迫感の少ない空間が形成されているが、史跡狭山池から望む景観でスカイラインを確保するためには、周辺に高層の構造物が増えないようにする必要がある。併せて、隣接する構造物には調和のとれた景観が形成できるように配慮を求めていく必要がある。

以上のような課題を踏まえ、史跡狭山池の周辺環境の保存について、下記のとおり基本方針を定める。

(3) 周辺環境の保存の基本方針

- ① 史跡狭山池と一体的な土地利用がなされている指定地外の区域については、適切な保護策を検討する。狭山池の歴史と文化に触れ、親しむことのできる機会の拡大を図り、周辺地域と狭山池が一体となった良好な環境形成に向けて検討する。
- ② 史跡指定地以外の狭山池公園については、指定地と一体として、史跡の本質的価値を享受するにふさわしい環境の維持につとめる。
- ③ 狭山池から望む丘陵、山脈の特徴的な景観については、その見通し線（ビスタライン）を確保するとともに、その特徴的な景観と調和の取れた周辺環境を形成するように関係者に働きかける。
- ④ 本市に残る歴史遺産や狭山池の歴史的情報の発信地である府立狭山池博物館・市立郷土資料館を含めた有機的なネットワーク化等による一体的な利用の促進を図る（歴史文化基本構想の策定）。
- ⑤ 狭山池及び下流域、狭山池を含む大阪狭山市の歴史文化に関する各種の調査・研究の推進と調査結果の情報発信を図る。

2. 追加指定と公有化

史跡狭山池の指定地内において、一級河川西除川の流路にあたる部分については、流水を利用する財産区または、市町村の共有地となっている。それ以外の地域については、ダム化工事の際に公有化がおこなわれている。史跡の保存活用については、その所有者、管理団体とともにすすめる。

追加指定について、西除など現狭山池の機能を果たしており、また今なお地下に存在する遺構等の保存を図るため、狭山池の灌漑機能と直接結びつく地域について追加指定を検討する必要がある。

また、関連する文化遺産の所在地については、調査研究を進め、その価値の証明ができた後、追加指定の対象として大阪府、文化庁と調整を行い適切な保護をとる。